

たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外排気する装置（以下「屋外排気措置」という。）を稼働している場合の、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分配慮すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。

- ③ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

- ① 喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプロープには指向性があるため、測定時はプロープの向きに留意すること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等設置の効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の３点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の３点とする。

② 測定条件

喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

まず、測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、１測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

(別添参考)

たばこ煙の流出防止措置の効果の確認のための測定結果

記録用紙（例）

1. 測定の実施日等

(１) 施設の名称	
(２) 測定の実施日時	
(３) 測定場所	床面積（ m ² ）、天井までの高さ（ m） 許容人数（定員）（ 人）
(４) 測定時間	： ～ :
(５) 測定実施者	(所属) (氏名)
(６) 測定の目的	1 措置の変更（新規含む。）時の測定 （前・後） 2 措置の効果の確認のための定期的な測定 3 その他（ ）

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況	(測定時の喫煙人数：最高 人、平均 人) (測定時間中の喫煙本数： 本)
(2) 気温、湿度	気温： ℃、湿度： %
(3) 測定点の高さ	気流（上： cm、中： cm、下： cm）
(4) 機器の稼働状況	<屋外排気装置> ①稼働状況（24時間連続運転、 : ~ : まで運転） ②処理風量（ m ³ /min × 台） ③前回の保守管理の実施日： 年 月 日

